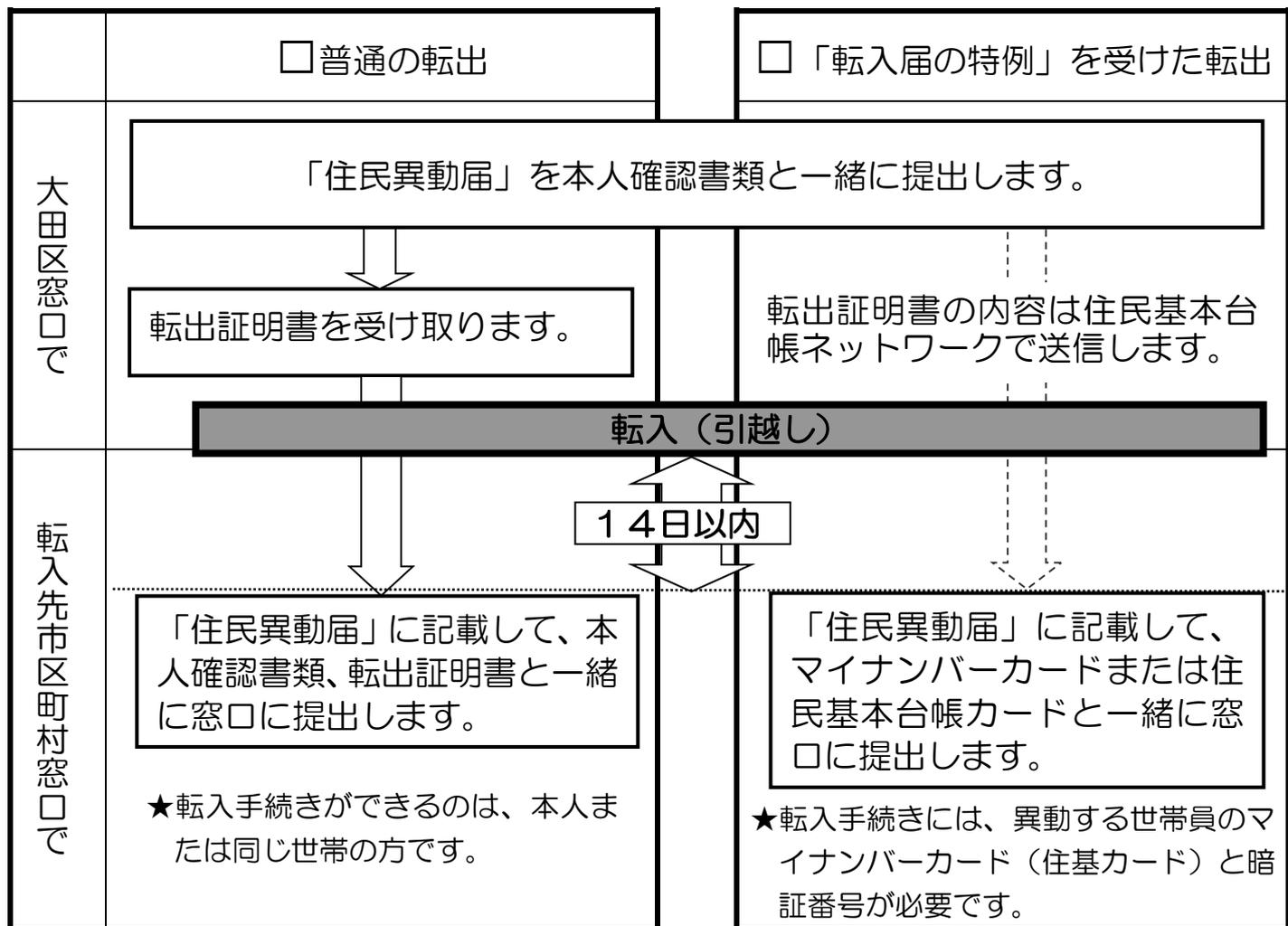


大田区から転出される方へ

～マイナンバーカード（または住民基本台帳カード）をお持ちの方へ～

1 転入届の手続きは次のとおりです。



《注意！》「転入届の特例」を受けた場合は、転出予定日から60日以内に手続きをしないと、あらためて「普通の転出」でやり直すこととなります。

2 「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」を継続して利用できます。

- ① 転入地の市区町村窓口でカードを提示してください。
 - ★継続利用の手続きは、同じ世帯の方であればどなたでもできます。カード一枚ごとにそれぞれ手続きが必要ですので、すべてのカードをお持ちください。
 - ★同じ世帯の方以外が手続きする場合の手続き方法は、事前に転入地の市区町村にお問い合わせください。
 - ★継続利用の手続きには暗証番号が必要です。
- ② 次のいずれかの期間を過ぎると継続利用ができなくなります。
 - ★転出予定日から 30 日
 - ★実際の引越日から 14 日
 - ★転入手続きをした日から 90 日

大田区戸籍住民課
電話 03-5744-1185

(平成 28 年 5 月版)